

残暑お見舞い申し上げます

◆ 特集

- ・ 知ってる？ 法律扶助制度
- ・ 知っとく!? 働く子育て世代の困りごと
育休に伴う不利益変更
短時間勤務の義務化

◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 「追い出し屋」規制法の制定を！
- ・ 第一交通産業事件 全面解決
- ・ 反貧困のとりくみ

◆ 友の会活動

- ◆ 弁護士近況
- ◆ 事務所短信



「実りの夏」画・渡辺 和恵

第24号
2009.8

発行 きづがわ共同法律事務所友の会

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号（酒井家ビル1号館）

TEL：06-6633-7621 FAX：06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



知ってる？

ほうりつ ふじょ せいど 法律扶助制度

きづ太さん



かわ助さん



きづ太さんがかわ助さんに何やら相談しています。
ちょっと聞いて見ましょう。

わ」の弁護士さんに頼みたいんやけど。
うちも使えそうやな。でも、法テラスに行つて紹介された弁護士さんに頼まなあかんのかな。できれば「きづ

誰でも使えるわけではないけど、「**資力基準**」というのがあってな、大阪では、一人暮らしだったら月の収入が約二十万円くらいとか決まってる。あんたのところで、四人暮らしで、奥さんのパート代も足りて、月約三十二万円までならいけるはずや（※2）。これに家賃とか、医療費分も加算できるしな。

うちでも使えますの？生活保護とかそんな方だけやないですか。

なんや、そんな時は「**法テラス**」を使つたらいいやんか。そこでは、**民事法律扶助**いうて、裁判等で弁護士を必要とした時に、無料の法律相談や弁護士費用の立替をしてくれるんや（※1）。

こないだ相談した借金のことな。よめさんにも話して、弁護士さんに頼むことにしたんやけど、「**弁護士費用**はどうすんのよ、そんなお金ないわよ」って言われたんですわ。

おう、深刻そうな顔して、どないした。

「**償還猶予**」と言つのは、事件が終わるまでの間、返すのを待ってもらつことや。これは、生活保護を受けている人、それからさっきの**資力基準**の七〇%くらいの収入しかない人なら認められるそうや。それから「**償還免除**」は、事件は終わったけど、手元にお金が入ってくるわけでもなく、生活も引き続き苦しいままで今後も返す余裕がないという時に返済を免除してくれる制度。**基準**は先ほどほとんど同じや。弁護士さんを通じて申し込んでもらえば、かなり認められるんやって。

なんで知ってるかが不思議やわ。もつ少し詳しく教えてえな。

確かに「**償還**」と言つて、返すのが原則なんや。でもな、月一万とか、その家の家計にあわせて、分割してくれるねん。もちろん無利子や。それにな、**償還猶予**や**免除**の制度もあるから、返さなくていいこともあるんやで、あまり知られてないけどな。

それとな、さっき「**立替**」をしてくれる」て言つてたけど、返さなあかんのやろ。分割きくんかな？利息もかかるんかな？

それは大丈夫や。**法テラスと契約**している**弁護士さん**なら、その**弁護士事務所**を通じて**法テラスの利用申込**をしてくれるからな。たしか「**きづがわ**」の**弁護士さん**は、皆、**法テラスと契約**してはるはずや。

初回相談無料やしな。
気いつけていっておいで。あ、相談に行くときは電話で予約してな。

そうか、それなら安心や。早速よめさんに報告して、相談に行つてくるわ。

資力基準	手取月収額の基準 (大阪市の場合)	家賃等加算限度額
1人	20万0,200円以下	5万3,000円以下
2人	27万6,100円以下	6万8,000円以下
3人	29万9,200円以下	8万5,000円以下
4人	32万8,900円以下	9万2,000円以下

必要書類

- ・世帯全体の記載のある住民票（本籍地の記載されたもの）
- ・収入証明書類

※1：法テラス

「日本司法支援センター」。平成18年10月に「総合法律支援法」に基づいてできた全国組織。民事法律扶助のみならず、刑事事件の国選弁護人の選任と報酬の支払い、情報提供業務、犯罪被害者対応、司法過疎地対策も重要な業務の柱となっている。

※2：資力基準

主な資力基準は別表のとおり。ただし、これは大阪市内の基準であり、地域ごとに基準が異なる。また、収入から控除できる項目が家賃、医療費以外にもある。収入以外に、資産も一定以上の預金や不動産などがある場合には考慮される。詳しくは、法テラスに確認が必要。

法テラス大阪 TEL：050-3383-5425

知っとく!?
Q&A

働く子育て世代の 困りごと

弁護士 渡辺 和恵・弁護士 峯田 和子

～育休ってなあに～

A 不利益取扱いはできません。

育児・介護休業法は「育休を申し出たり、育休をとったりしたことを理由に、労働者を解雇したり、その他の不利益取扱いをしてはならない」としています。正社員に対して賃金が低いなど労働条件の悪いパート労働者への変更を強要することは不利益取扱いに当たり違法です。パート労働契約を新たに締結させられてしまったとしても無効であり、正社員としての地位確認と差額賃金の支払いを請求できます。

2009年6月に可決成立した改正法（来年6月末までに施行（実施）予定）

で、厚生労働大臣が法違反の事業者に対し勧告をした場合に、この勧告に従わなければ、事業者名が公表されるようになりました。法違反を防止し、労働者の保護が強化されます。この点は、本年10月1日までに前倒して施行（実施）されます。



Q 私は正社員として勤務してきました。育児休業（子どもが満1才になるまで休業）をとって職場に出ると、会社から育休をとったことを理由にパート労働者になるよう強要されています。こんなことは許されるのでしょうか。

A 労働時間は短縮できます。

今回の改正法は、事業主は子どもが3才未満の間、育児休業をとらなかった一定の要件を満たす労働者について、所定労働時間を「6時間」（省令などで決まる予定）にしなければならなくなりました。併せて、3才未満の子を養育する一定の要件を満たす労働者が請求すれば、所定労働外時間を免除しなければなりません。常時従業員が100人以下の中小企業でも、平成24年6月末までに制度を整える必要があります（その他では、来年6月末です）。

育休法が制定されて18年。法改正が順次なされてきましたが、依然7割の女性が一人目の出産を機に職を離れています。最近の内閣府の調査にもあるように、女性が働き続けるためには、長時間労働を解消することなど、男女とも働きやすい職場作りも視野に入れた解決が必要です。

Q 私は6カ月雇用を6回更新して3年間、正社員と同様に1日7時間働いてきました。育休を私たち期間の定めのある労働者にも適用されるようになり、子育てしながら働き続けられると喜んでいます。でも労働時間が長くて幼児を抱えて働き続けられるかどうか不安です。労働時間を短くしてもらうことは出来ませんか。



「追い出し屋」規制法の制定を！

全国追い出し屋対策会議代表幹事 弁護士 増田 尚



家賃を滞納した借家人に対し、強引に支払を迫ったり、鍵を掛け替えるなどして実力行使で退去させる「追い出し屋」による被害が多発しています。「追い出し屋」被害は、家主自身によるものもありますが、管理者や家賃債務保証業者によるものも目立ちます。

居住権は、「住まい」という生活の基盤にかかわる権利です。居住権保障は、家主としての基本的な法的義務であるとともに、社会的な責任でもあります。「追い出し屋」被害を放置せず、必要な規制を設けることは、居住権保障の観点から求められます。

現在、国土交通省では、野放しになっている保証業者に対する法規制の導入をすすめる方向が検討されています。しかし、不動産業界は、「追い出し屋」問題を滞納家賃の発生という経営上のリスクとしてみとらえ、いかにしてリスクを回避するかという議論しかできません。「追い出し屋」被害は居住権侵害であり、これを防止するための法規制とともに、国と不動産業界に対し、居住権保障の責任を果たさせる政策を実現しなければなりません。



ついに第一交通産業の無法・非道に打ち勝つ

佐野南海交通労組・自交総連大阪地連

8年2か月のたたかい

弁護士 小林 保夫・弁護士 横山 精一



1 去る五月二十六日、佐野南海交通労組・自交総連大阪地連は、第一交通産業との間で、八年二か月に及んだ長期争議の全面的な解決を内容とする合意書に調印しました。解決は、金銭解決とはなりませんが、その内容は第一交通産業が組合側の要求をほとんど全面的に受け入れるものでした。

2 第一交通産業といえば、全国で一〇〇社以上のタクシー企業を買収し、車両五千台、従業員一万人を擁するわが国最大のタクシー企業です。この会社は、買収先の労働組合を破壊し、それまでの労働条件を一方的に切り下げるために、組合幹部を買収する、暴力を振るうなど手段を選ばない無法・非道で有名です。

3 第一交通産業は、ここでも佐野南海交通労働組合の破壊、労働条件の一方的な切り下げに乗り出しました。しかし、労働組合を屈服させることができないと見るや最終的には会社解散、全員解雇に及びました。労働組合は、裁判所・地労委、警察などにわたる実に九十件に及ぶ法律闘争において決定・判決・告訴など結論を見るに至ったたたかひのすべてに勝利しました。

その最終的なとめは、佐野第一交通による会社解散・解雇について、法人格否認の法理の適用によって直接の使用者ではない第一交通産業の法的な責任を認めさせるたたかひでの最高裁に至るまでの裁判闘争の勝利でした。この裁判闘争の勝利は、おそらくわが国の労働者のたたかひの歴史に一つの金字塔を打ち立てたものといえるでしょう。

4 なお労働組合は、第一交通産業からかちとった解決金で、自らの手で職場を創り出す新たな取り組みに乗り出しています。その成功が期待されています。

反貧困 なんでも相談会

各地で開催

政府・財界が一体となった雇用破壊がすすみ、精一杯働いても生活できるだけの賃金を得られない人たちがたくさん生まれています。そこに昨年9月のリーマンショックをきっかけとした大不況が追い打ちをかけ、貧困の広がりはもはや無視できないものとなっています。

我が事務所でも反貧困のために何かできないかと昨年から数度の学習会を重ねた後、地域の民主団体と共同して「反貧困なんでも相談会」を開催することにしました。

皮切りは2月21日の港区での相談会。港生健会・労連・新婦人その他の地域の皆さんと協力して開催しました。20人の方からご相談がありました。

7月12日には大正区で相談会を持ち、32件のご相談がありました。また7月18日には西成区でも相談会が開催され、36名の方から38件のご相談がありました。公営住宅の申込みや生活保護の相談が多く、相談会の重要性が確認されたと思います。今後も地域の皆さんと共同して相談会の輪を広げたいと思います。



インタビュー



大正区なんでも相談会～

あけに けんいち

明仁 憲一さんに聞く

(大正区労連議長、泉尾高校教諭)

—今回の相談会を開催するきっかけは

昨年来の派遣切り問題から、解雇が相次ぎ、社会不安となっています。大正区内でも生活にお困りのかたも多く、また相談体制を組める基礎的な力もあるので、市民が相談しやすい形が必要ということになりました。

—主催者の連絡会は

大正区内には、いままで横断的な運動組織がなかったので、このたび労働組合や民主団体で「くらしと雇用をまもる大正区連絡会」という恒常的な組織を3月につくり、取り組みました。継続的な運動にしていきたいと思っています。

—今回の宣伝は

構成団体にピラ 5000 枚、一般新聞折り込み 5000 枚、公団住宅ピラ配布 3000 枚の他、宣伝カーも2回運行してお知らせしました。

—相談スタッフは

市役所前広場の青テント受付をはじめ、26名のスタッフが準備運営にあたり、きづがわ共同法律事務所からは弁護士さん4名と事務局2名を派遣していただき、たいへん心強かったです。



源氏物語浪漫紀行

去る五月十六日、源氏物語宇治十帖の舞台を訪ねました。参加者は約四十名でした。四つのグループに分かれ、ボランティアガイドさんの案内で源氏物語ゆかりの地と平等院鳳凰堂を見学しました。当日は、あいにくの雨模様でしたが、ガイドさんの丁寧な説明に参加された方は満足していただけたようでした。

去る五月十六日、源氏物語宇治十帖の舞台を訪ねました。参加者は約四十名でした。四つのグループに分かれ、ボランティアガイドさんの案内で源氏物語ゆかりの地と平等院鳳凰堂を見学しました。当日は、あいにくの雨模様でしたが、ガイドさんの丁寧な説明に参加された方は満足していただけたようでした。

in 京都宇治



- ★ ガイドさんがいらつしやるので、個人では気づかないところの説明があつて楽しさが増しました。
 - ★ 緑いっぱい季節で、山々・宇治川の流れに癒されました。
 - ★ 平安時代にタイムスリップできました。
- (参加者のアンケートより)

チーム対抗!

大いも煮会

11月8日(日)

笠置キャンプ場

鍋奉行三人衆



ご期待ください!!



落語鑑賞

繁昌亭

友の会貸切公演

日時 10月3日(土)
午前10時開演
(午前9時30分受付)
定員 100名
参加費 1000円
(中学生以下500円)



いずれも同封のビラをご覧ください、
事務所までFAX かお電話で予約をお願いします。

電話 06-6633-7621 FAX 06-6633-0494



2.6
新春のつどい



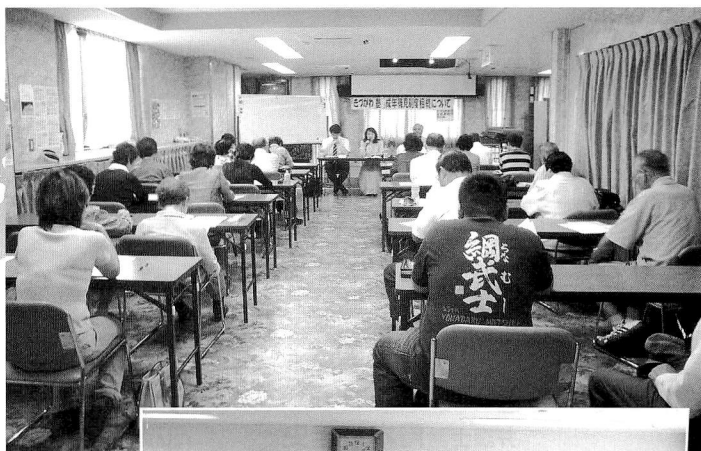
好評です

出張
きづがわ塾

「遺言・後見出張塾」

5～6月にかけて西成・大正の各医療生協、
加賀屋診療所と共催で出張塾を行いました。

大阪やすらぎ支援の会の北添さんにも葬送文化について講演していただき、
各地とも30数名の方のご参加でした。講演後の相談会も好評でした。



5.23 (於：加賀屋診療所)



5.24 (於：西成医療生協)

出張塾を取り組んで……………

加賀屋診療所が区内民主団体に呼びかけて「成年後見人制度」という、やや聞きなれない演題で、「出張きづがわ塾」を行うのは自信がなかったが、30名近い人々が参加し、参加者も「いい話を聞き参考になった」という感想を聞き安堵をしました。

今後は地元で演題を決めるなど、「出張きづがわ塾」を前進させたいと思います。



友の会運営委員
山地 繁雄

今後の きづがわ塾

日時 10月28日(水) 午後6時～

講師 弁護士 渡辺 和恵・弁護士 南 秀樹

配偶者暴力DV事件の解決法
～あなたもいつの間にかDVの当事者に～

近年社会問題となっている配偶者暴力(いわゆるDV)事件に対して弁護士がどのような解決を図っているのかを具体的事例を交えて解説します。配偶者暴力への理解を深めより良い家庭を築くために是非ご参加下さい。



6.19

きづがわ塾



見舞い 上げます



電気を作ってみると

弁護士 青木 佳史

自宅の2階の屋根にソーラーパネルを10枚つけ、太陽光発電を始めた。1日に「作った」電力、使った電力が表示される。せいぜい使う電力の半分も発電できないが、たくさん「作れた」日は嬉しい。無精の私も、マメに家の中の電気を消すようになった。

自分の中の未知の世界

弁護士 井上 洋子

週1回のバレエを初めて2年弱。ようやく足の指で床を握るとか、肋骨を締めるとか、体の感覚が少しずつわかるようになりました。それでもまだ腿の裏側に力を入れる、尻から体を持ち上げる、などどこをどうしたらそうなるのかちんぷんかんぷんわからないことだらけ。自分で自分を探検してるような不思議な気分です。

我が家のにゃんこ 弁護士 木下 和茂

いま我が家には垂れ耳のスコティッシュのなな（お姉さん）と巻き耳のアメリカンカールのカラヤン（やんちゃ坊主）の2匹の猫がいます。同じ猫でも性格は正反対。ななはダッコされるのが嫌いで、お腹が減ったとか用のあるときだけ飼い主にアピールします。対してカラヤンは人に触られても平気でとてもフレンドリーです。2匹ともかわいくて猫たちに癒される毎日ですが、2匹の仲が良くないのが気がかりです。

改正貸金業法の完全施行を

弁護士 増田 尚

出資法の上限利息を引き下げ、「グレーゾーン」をなくす改正貸金業法の完全施行が年末をめどになされる予定です。借金が原因で起きる家庭崩壊、自殺、犯罪などの被害をなくすための最低条件がようやく整います。高金利被害のない社会を実現しましょう。

ブナの原生林

弁護士 古本 剛之

GWのことですが、中国地方の比婆山に行きました。広大なブナの原生林があるのですが、ちょうど新緑の時期で、淡い緑が光を透かして輝き、とてもきれいで癒される風景でした。ブナ林はかつて「植林のために」大量に伐採されたそうですが、大切に残しておきたい風景です。

毎日、鍛えられています

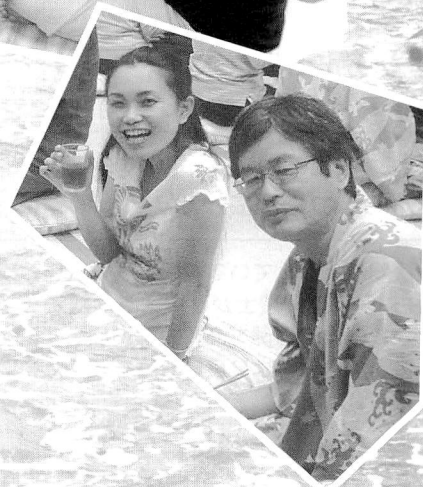
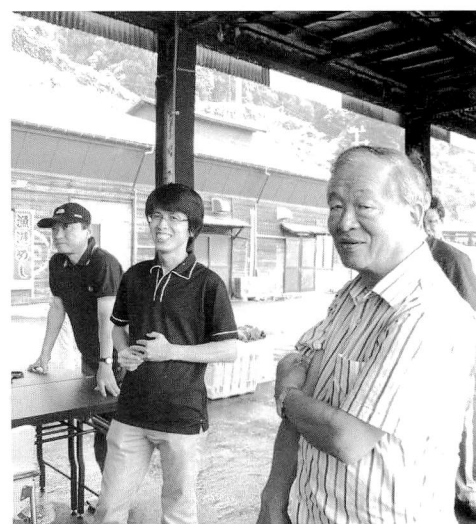
弁護士 峯田 和子

2歳児のことを「Terrible Two2」という。我が子も遂にこの時期に突入。自己主張は出てくるけど、聞き分けの方は未発達。何をするのも時間がかかって、大人の都合は全く無視。朝の支度時など忍耐の一文字です。親はこうして鍛えられていくのだなぁと実感する毎日です。

男性弁護士とDV事件

弁護士 南 秀樹

DV（ドメスティック・バイオレンス）事件の被害者弁護といえば女性弁護士の仕事というイメージがありますが、現在、男性弁護士ながら縁あってDV事件に深く関わっております。暴力亭主に対する防波堤となるべく奮闘中です。



残暑お 申し



花とミツバチ 弁護士 小林 保夫

草木は、何故、とりどりの花を咲かせ、そこに蜜を潜ませるのでしょうか。

それは、みなさんの五感を楽しませるためではなく、生殖と生存のため、ミツバチやその他の昆虫を誘い、受粉を媒介してもらうためなのです。

受粉を助けるミツバチなどの昆虫がいなくなったら、草木は、花を咲かせる必要が無くなり、植物の世界は一変するでしょう。それだけでなく、野菜や果物はどうなるのでしょうか。

私は、この最近「ハチはなぜ大量死したのか」(ローワン・ジェイコブセン／著、中里京子／翻訳)や「魚のいない海」(フィリップ・キュリー、イヴ・ミズレー／著、勝川俊雄／監修)を読み、「沈黙の春」(レーチェル・カーソン)以来の衝撃を受けました。みなさんにもご一読・ご一考をお勧めします。

町内の懇親会 弁護士 鈴木 康隆

私の住んでいる奈良市登美ヶ丘地域の自治会では、毎年懇親会をしており、今年は信貴山観光ホテルで先日行われました。参加者は約40人ほどでした。ご多分に漏れず私たちの地域も高齢化が進んではおりますが、みんな元気です(尤も元気な人しか出ては来ませんが)。大体は夫婦で来ており、それぞれが自己紹介をするのですが、これがいろいろ面白く、懇親会の大半はこれで過ぎてしまいました。ホテルは、送迎バスを用意するなど至れり尽くせりでした。

私の願い 弁護士 渡辺 和恵

今、学費が高いために、高校や大学への進学を断念している子ども達が急増している。女一人で三人の子どもをかかえ、女の生きにくさを身を持って知る母は、三人の娘に大学で学ぶことを保障してくれた。この事がなければ、現在の私はない。子どもの学びの保障を最優先とする社会を、なんとしても実現させたいものだ。

大峰山奥駆道を歩く

弁護士 坂田 宗彦

5月の連休に奈良の奥山である大峰山奥駆道を避難小屋泊まりで歩きました。小屋で一緒になった人たちは、一組の親子連れを除けば、いずれも単独行の中年男で、まるで自分を映した鏡を見るようでした。小屋で一緒になったとはいえ同行することではなく、一人、修行のように黙々と歩きます。これで癒されるといのが中年男なのですから、何か、もの悲しいですね。それでも、下山口では一緒になって楽しく懇談し、ある人は東京へ、ある人は北海道に帰っていきました。

父を見送る 弁護士 岩田 研二郎

4年間在宅介護をしていた父がこの5月にその92歳の生涯を閉じました。満州からの引き揚げと戦後の復興期での苦勞をへて、設計事務所や有料老人ホーム事業などを手がけ、晩年は70歳で覚えたワープロで中国語の翻訳や東洋西洋の老年観に関する出版などを80歳を越えて実現する気力の持ち主でした。私の大学時代の5年間を除き、48年間をともに生きてきたので、感慨もひとしおですが、父が遺した「柳の国から桜の国へ」という自分史を編集しながら、父の波瀾万丈の人生をたどっています。

愛犬の話 弁護士 横山 精一

我が家の愛犬「チロ」は七夕の日生まれ、今年で13歳になります。品格があり、座るときには前足をクロスさせます。家族は「どこかの国のプリンセスのようだ」と言っています。散歩は、朝は私、夕方は母が、担当します。母もチロも「後期高齢者」となり、気心が知れているようです。

天命よりも… 弁護士 森 信雄

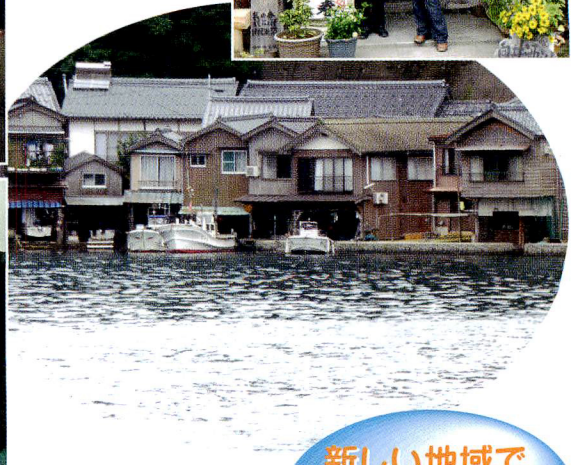
50歳を迎えた。賢人なら「天命を知る」のかもしれないが、凡人には縁遠い。映画好きの私には「夫婦50割引」のほうが重要である。

何かにつけ哀愁漂う存在として描かれがちな中年男性。一足先に家を出る娘がハイタッチしてくれるうちは大丈夫、とひとりごちている。



■2009

- 1・6 初出 学習会
- 2・6 友の会 新春のつどい
- 2・21 反貧困ネットワーク
なんでも相談会
- 3・17 きづがわ塾 派遣の使い
捨てを許すな!
- 3・22 大阪府民集会 反貧困・
雇用を守ろう
- 4・1 地域労組との懇談会
- 4・28 桐山剛弁護士送別会
- 4・30 桐山剛弁護士退所
- 5・1 第80回大阪メーデー
- 5・16 友の会 源氏物語浪漫紀
行…宇治十帖の舞台を訪
ねて
- 5・23 出前きづがわ塾 住之江
- 5・24 出前きづがわ塾 西成
- 5・30 事務所総会
- 6・13 出前きづがわ塾 大正
- 6・19 きづがわ塾 あなたも裁
判員
- 6・23 大阪府民集会(扇町公園)
- 7・12 大正区なんでも相談会
- 7・18 西成区なんでも相談会
- 7・31~8・1 事務所旅行
- 8・14~16 お盆休み
- 8・18 衆議院選挙公示



**新しい地域で
経験を生かす**

弁護士 桐山 剛

5月1日から地下鉄御堂筋線なかもず駅(南海高野線中百舌鳥駅)前で新しくなかもず法律事務所を開設しました。

弁護士1人の事務所は、社長兼平社員ですから実務の細かい問題まで処理する必要があり、これまで使ったことのない脳細胞を活性化させなければなりません。

それでも、自分の事務所というのは落ち着くもので、きづがわでの38年の経験を生かし、新しい地域で努力を重ねたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



新事務所

なかもず法律事務所
TEL: 072-258-2186
FAX: 072-258-2187

よろしくおねがいします

法テラススタッフ弁護士として、12月までお世話になります。

生まれは大阪府寝屋川市です。今は弁護士ですが、大学は経済学部を卒業しました。大学卒業後はインテリア総合商社の株式会社サンゲツに入社し、内装工事店や問屋に壁紙・カーテン・カーペットといった内装材を販売する仕事をしておりました。この仕事での経験から法律問題への関心が高まり、弁護士を志望するに至りました。社会的に弱い立場の方をお助けする仕事を一生の仕事にしたいと考えております。



弁護士 南 秀樹

★夜間法律相談しています★

毎週水曜日午後6時~8時

完全予約制です。

あらかじめ電話でご予約の上お越し下さい。
受付電話は月~金曜日の午前9時30~午後6時
電話 06-6633-7621 代表

